

営業店タブレットシステムご利用規定

本規定は、株式会社京都銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「営業店タブレットシステム」（以下、「本システム」といいます）について適用されるものです。

お客さまは、本規定のほか、「お客さまの個人情報等の利用目的について」記載の個人情報の利用目的ならびにその他の関連規定の内容を十分に理解し、同意いただいたうえで、本システムを利用した取引を行うものとします。

1. サービスの利用

- (1) 本システムは、当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合することに代えて、当行所定のタブレットへの入力、通帳またはキャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、電子押印またはタブレットへ入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合することにより各種サービスを提供するシステム（以下、本システムにより提供するサービスを「本サービス」といいます）です。
- (2) 本システムでは、次の取引を行うことができます。
 - ①普通預金や貯蓄預金の預入れ・払戻し・解約
 - ②定期預金や積立式定期預金の新規・預入れ
 - ③定期預金や積立式定期預金の支払・解約。なお、キャッシュカードを利用して取引を行う場合、当該キャッシュカードが発行されている預金口座と同一の本支店で口座開設され、かつ氏名、生年月日、住所が同一の定期預金・積立式定期預金の支払・解約に限ります。
 - ④お振込
 - ⑤税金等公共料金の納付
 - ⑥その他当行が定めた取引
- (3) 本サービスでお申し込みを完了した場合、お手続きの内容の変更、取り消しはできません。

2. 利用者

本システムの利用者は、通帳またはキャッシュカードの口座名義人ご本人（以下、「口座名義人」といいます）を指すものとします。ただし、口座名義人に代わって口座名義人の預金口座に関する各種行為を行う権限を有し、本サービスの利用が適当であると当行が判断した口座名義人以外の方にも利用を認めることがあり、この場合、本規定上の「利用者」は口座名義人のみならず本サービスの利用が適当であると当行が判断した口座名義人以外の方の両者を指すものとし、この両者に本規定が適用されるものとします。

3. 本人の確認

本人確認のための手続きは次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- (1) 本システムによりカード認証（本システムにおける各種取引について、ご本人であることの確認手段として当行所定のキャッシュカードの暗証番号を用いる本人認証方法のことをいいます）を行い、入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを確認します。なお、当行所定の回数を超えて暗証番号の一一致が確認できない場合には、キャッシュカードの利用を停止させていただきます。
なお、カード認証においては、ICチップに指静脈情報が登録されたICキャッシュカードを利用した場合であっても、指静脈認証は行いません。
- (2) 当行所定の電子装置（印鑑から直接印影を読み取る印鑑スキャナ）で読み取りした印影と届出の印鑑を照合します。
- (3) 前各項にかかわらず、銀行取引において、正当な権限を有することを確認するために、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。
- (4) 前項にかかわらず、提示いただいた本人確認書類で確認できない事項等について、追加書類をいただく場合があります。

4. 預金の払戻し

- (1) 本システムを使用した預金の払戻しは、カード認証により入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致していることまたは当行所定の電子装置で読み取りした印影と届出の印鑑を照合し一致していることを確認した場合に取扱います。
- (2) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについての正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 本システムにより手続きを行う場合は、各種関連規定の定めにかかわらず、払戻請求書の提出に代えて、通帳またはキャッシュカードを提示のうえ、画面表示等の操作手順案内に従って入力等を行うこととします。

5. 振込の依頼

本サービスによる振込の依頼は、次により取扱います。

- (1) 振込の依頼は窓口営業時間内に受けます。
- (2) 本システムの画面表示等の操作手順案内に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、電話番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
- (3) 当行は本システムに入力された事項を依頼内容とします。
- (4) 前3項に定める依頼内容について、本システムへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料をお支払いください。

6. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、本システムの動作に係る不具合、本サービスを利用できることによる不利益、その他一切の不利益について、当行の故意または過失がある場合を除き当行は責任を負いません。

- (2) 前項のほか、以下の事由により、本システムまたは本サービスを利用できなかつた場合、これによつて生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があつたとき
 - ②当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき
- (3) 当行が本規定に定める預金者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行つた場合は、来店者を預金者本人とみなし、不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 利用者が本システムの入力に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。

7. 利用者の責任等

- (1) 利用者が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他利用者の責めに起因して第三者から受けた請求等については、利用者の責任において解決するものとします。
- (2) 利用者が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、利用者がこれを賠償する責任を負います。

8. サービス内容・規定等の変更

- (1) 当行は本システムまたは本サービスの内容について、本システムまたは本サービスの利便性向上を図る必要がある場合若しくは運用に支障をきたす恐れがある場合は、利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。この場合には、変更以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によつて生じた損害は利用者が負担するものとします。
- (2) 本サービスの内容を変更した場合は、当行所定の方法で告知します。
- (3) 本規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ホームページへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知することとします。

9. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、京銀キャッシュカード規定、京銀ICキャッシュカード規定、振込規定等、その他関連規定により取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

以上

2026年2月9日現在